

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

非常勤職員に対する給与の支払について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

非常勤職員に対する給与については、月の初日（採用日が月の初日でない場合は、当該採用日）から末日までの間における給与を、翌月の7日（12月分については、1月10日）に支払うものとする。ただし、これらの日が休日又は土曜日に当たる場合にはその前日に、これらの日が日曜日に当たる場合にはその前々日に支払うものとする。